○高松市いじめ問題再調査委員会条例

令和２年１２月２５日

条例第５０号

高松市いじめ問題再調査委員会条例

（設置）

第１条　いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第３０条第２項の規定による調査を行うため、高松市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　再調査委員会は、市長の求めに応じ、高松市立学校における法第２８条第１項各号に掲げる重大事態に係る同項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

（組織）

第３条　再調査委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、再調査に係る事案ごとに、市長が委嘱する。

（１）　弁護士

（２）　医師

（３）　学識経験者

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

３　委員の任期は、当該事案に関する再調査が終了したときまでとする。

（委員長）

第４条　再調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　再調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

２　再調査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　再調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

５　再調査委員会の会議は、公開しない。ただし、再調査委員会が必要と認めるときは、この限り

でない。

（調査の権限）

第６条　再調査委員会は、再調査を行うため必要があると認めるときは、当該事案に関係する教職員その他の関係者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　再調査委員会の庶務は、健康福祉局において行う。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

２　再調査に係る事案ごとの最初の再調査委員会の会議は、第５条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年高松市条例第２０号）の一部を次の表のように改正する。

（次の表のよう略）

（高松市いじめ問題調査委員会条例の一部改正）

４　高松市いじめ問題調査委員会条例（平成２７年高松市条例第５６号）の一部を次の表のように改正する。

（次の表のよう略）